

役員等の報酬及び費用弁償要綱

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

川口市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川口市社会福祉協議会（以下「本法人」という。）役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 各種委員会委員

(報酬及び費用弁償)

第3条 前条の規定に掲げる役員等が、理事会、評議員会、監査、各種委員会等に出席した場合は、別表第1に定める額を支給する。ただし、川口市及び本法人に常勤する者については支給しない。

(旅費)

第4条 役員等が業務のため市外に出張したときは、別表第2に掲げる区分に応じ旅費を支給する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分		報酬の額	
理事会、評議員会、監査	理 事	1回	5,000円
	監 事	1回	5,000円
	評 議 員	1回	5,000円
地域福祉推進委員会及び専門委員会	委 員 長	1回	5,000円
	副 委 員 長	1回	5,000円
	委 員	1回	5,000円
かわぐちボランティアセンター 運営スタッフ委員会	委 員 長	1回	2,000円
	副 委 員 長	1回	2,000円
	委 員	1回	2,000円
福祉サービス調整委員会	委 員	1回	5,000円
評議員選任・解任委員会	委 員 長	1回	5,000円
	委 員	1回	5,000円

別表第2（第4条関係）

区 分	費用弁償の額	
理事、監事、評議員、地域福祉推進委員、かわぐちボランティアセンター運営スタッフ委員、福祉サービス調整委員、評議員選任・解任委員	鉄 道 賃	一般職職員の 支給額に相当 する額
	車 賃	
	日 当 (1日につき)	3,000円
	宿 泊 料 (1夜につき)	15,000円